



1 能な社会の形成に努めていかなければなりません。地  
2 球規模の環境問題の一つである地球温暖化防止のため  
3 の京都議定書が発効した今、これを契機として、私た  
4 ちは、より一層、環境問題の解決に向けて取り組む必  
5 要があります。

6 この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく  
7 ためには、より多くの人々の理解の下、環境保全活動  
8 が行われることが重要であり、そうした行動を広げる  
9 ためには環境教育が不可欠となります。

10 こうした環境保全活動につなげる環境教育の重要性  
11 を踏まえ、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教  
12 育の推進に関する法律」第8条の規定に基づきこの方  
13 針を策定し、本県における持続的な発展が可能な社会  
14 の形成に向けた取組を推進していきます。

15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26

27 1 環境保全活動促進のための 環境教育 に関  
28 する 動向

29 (1) 世界の動向

30 環境教育については、1972年（昭和47年）  
31 の国連人間環境会議で採択された「ストックホル  
32 ム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、

平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取  
組の促進に関する法律」が公布されたこと及び平成25  
年3月に「福島県環境基本計画」を見直したことを踏  
まえ、平成17年3月に策定した「環境保全活動促進  
のための環境教育の推進に関する方針」の見直しを行  
い、同法第8条の規定に基づく行動計画として「福島  
県環境教育等行動計画」を策定することとしました。  
この行動計画に基づき、福島を想う全ての人々の力で  
つくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふく  
しま”～に向けた環境教育等の推進に取り組みます。

1 福島県の環境教育等  
を取り巻く動向

コラムとして後に記載



1 んだ報告書が取りまとめられています。

2 平成5年には環境基本法が制定され、国として  
3 環境教育・環境学習の振興を図ることが法的にも  
4 位置付けられ、平成6年に閣議決定された環境基  
5 本計画においては、持続可能な社会の実現に向け  
6 た重要な政策手法の一つとして環境教育・環境学  
7 習が位置付けられています。

8 平成11年には、中央環境審議会から「これか  
9 らの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざ  
10 して－」が答申され、環境教育・環境学習の重要  
11 性や振興の必要性が示されました。

12 学校教育においては、文部省により平成元年に  
13 学習指導要領の改訂が行われ、各教科における環  
14 境に関する内容が重要視されるようになりました  
15 。平成3年及び平成4年には、その充実のため、  
16 環境教育指導資料が作成されています。

17 そして、平成15年7月には、「環境の保全のため  
18 の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法  
19 律」が制定され、環境保全に向けて、全ての主体  
20 が積極的に取り組むことの必要性とそのための意  
21 欲の増進及び環境教育の重要性が示されました。

22 \_\_\_\_\_  
23 \_\_\_\_\_  
24 \_\_\_\_\_  
25 \_\_\_\_\_  
26 \_\_\_\_\_  
27 \_\_\_\_\_  
28 \_\_\_\_\_  
29 \_\_\_\_\_  
30 \_\_\_\_\_  
31 \_\_\_\_\_

本県は、県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗代湖を始めとする多くの湖沼や流れ豊かな河川に恵まれ、裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有しており、私たちは、こうした豊かな自然から得られる恵みを享受しています。

しかし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害）により、私たちの生活環境や自然環境が甚大な被害を受けており、とりわけ、原子力発電所の事故は、大量の放射性

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

物質の放出による県土の環境汚染という、これまで経験したことのない深刻かつ多大な影響をもたらしました。そのため、汚染された県土の環境回復が、本県の復旧・復興の大前提となっています。

また、私たちは、近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、生活の利便性は向上したものの、環境や資源面での制約が高まっている状況にあります。特に、廃棄物問題や、地球温暖化、生物多様性の喪失等の世界規模での環境問題は深刻化しており、低炭素社会への転換、循環型社会の形成、自然共生社会の形成といった持続可能な社会を実現していくことが重要となっています。

さらに、人類の歴史は、自然災害との戦いの歴史であったとも言え、現代社会においても豪雨、豪雪、地震、津波、噴火などの自然現象によって、度々犠牲と被害が発生しています。自然災害の発生を防ぐことは困難であり、今後、地球温暖化の進行によって、自然災害による被害はより深刻になっていく可能性があります。そのため、これらも含めて持続可能な社会の実現について考えていくことが求められています。

このような状況を踏まえて持続可能な社会の実現と県土の環境回復を推進していくためには、県民、事業者、行政など全ての主体において環境保全・回復活動に取り組んでいくことがますます重要になっており、そうした行動を広げるために環境教育等を推進することが必要です。そのため、本県では、「福島県環境教育等行動計画」を策定し、環境教育等の推進に取り組めます。

(3) 福島県における取組

(1) 福島県における取組

ア 条例・計画に基づいた取組の推進

本県においては、独自の条例や計画に基づき、環境教育等を含めた環境保全・回復の取組を進めています。

## ア 福島県環境基本条例

多様化する環境問題に積極的に取り組むとともに、本県の優れた自然環境を次世代に継承することが極めて重要な責務であるとの認識の下に、平成8年 に「福島県環境基本条例」を制定しました。

条例においては、基本的施策の中に環境の保全に関する「教育及び学習の振興」及び県民、事業者、民間団体による「自発的な活動の促進」を掲げ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

なお、平成9年には、この条例に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するための計画として「福島県環境基本計画」を策定しました。その後、実施した施策の成果や環境を取り巻く状況の変化を踏まえ計画の見直しを行い、平成14年3月に新たな環境基本計画を策定しています。

新たな計画においては、「自然と共生する地球にやさしい”ふくしま”」を目指すべき姿に掲げ、その実現に向けた施策展開の六つの基本方向の中に「環境教育・学習の推進」と「参加と連携に基づくネットワーク社会の構築」の二つを位置付け、取組の推進を図っていくこととしています。

## (7) 福島県環境基本条例

多様化する環境問題に積極的に取り組むとともに、本県の優れた自然環境を次世代に継承することが極めて重要な責務であるとの認識の下に、平成7年度に「福島県環境基本条例」を制定しました。

この中で、基本的施策の中に環境の保全に関する「教育及び学習の振興」及び県民、事業者、民間団体による「自発的な活動の促進」を掲げ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

## (1) 福島県環境基本計画

福島県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、

平成8年度に「福島県環境基本計画」を策定しました。平成24年度には、東日本大震災の影響を踏まえ、計画の見直しを行い、災害への対策として新たに柱立てした「環境回復の推進」と、従来取り組んできた「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二つの柱により施策を展開していくこととしています。この中で、環境教育・学習機会の充実と、参加と連携・協働による環境保全・回復活動の取組の推進を図ることとしています。

イ 福島県循環型社会形成に関する条例

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを変革し、適正な資源循環が確保されること等により資源の消費や廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を形成していくため、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定しました。

その中において、「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」及び「県民等の自発的な活動の促進」を基本的施策の一つとして掲げ、循環型社会の形成について県民等の理解を促進するとともに、人材育成や情報提供などにより県民等が行う自発的な活動の促進を図ることとしています。

(ウ) 福島県循環型社会形成に関する条例

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを変革し、適正な資源循環が確保されること等により資源の消費や廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を形成していくため、平成16年度に「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成17年度に「福島県循環型社会形成推進計画」を策定し、平成22年度には、これまでの取組成果や社会経済情勢を踏まえ見直しをしています。この計画では、「福島県が目指す循環型社会」として、多様な

自然環境が保全された社会の実現、地域循環システムが形成された社会の実現、賢いライフスタイルの確立による環境に負荷を掛けない社会の実現の3つのビジョンを掲げ、県民、民間団体、事業者及び行政の役割を明示するとともに、各主体が連携しながら県民総参加で推進していくこととしています。

ウ 福島県地球環境保全行動計画（アジェンダ21  
ふくしま）

1992年（平成4年）の地球サミットで採択された「アジェンダ21」を踏まえ、地方の立場から地球環境保全に向けた県民、事業者、行政の具体的な行動計画を示した「福島県地球環境保全行動計画（アジェンダ21ふくしま）」を平成8年3月に策定しました。

その中において、「環境への負荷が少ないライフスタイルの確立」を主要課題の一つとし、そのための具体的な行動として「環境教育・環境学習や環境保全実践活動」を掲げ、家庭、学校、企業、地域などにおける環境学習の推進、環境教育の充実を図ることとしています。

また、平成11年3月には、「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定しました。その中において「環境教育・学習の推進」を対策の柱に掲げ、地域としての地球温暖化防止対策の推進を図ることとしています。

(I) 福島県水環境保全基本計画

積極的に水環境の保全に取り組むため、平成7年度に「福島県水環境保全基本計画」を策定しました。平成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直しをしています。この計



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

**エ 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例**

豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有している猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美しいまま将来の世代に引き継いでいくため、\_\_\_\_\_全国で初めて「未然防止」の観点に立った「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を平成14年3月に制定しました。

そ 中においては、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全についての理解を深め、その保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習の振興を図ることとしています。

なお、\_\_\_\_\_条例に基づき、\_\_\_\_\_「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、

\_\_\_\_\_体験学習の実施や環境学習の情報提供など環境教育・学習の一層の振興を図ることとしています。

**オ 福島県野生動植物の保護に関する条例**

県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対応し、豊かな自然環境を保全するため、\_\_\_\_\_「福島県野生動植物の保護に関する条例」

画では、本県の水環境を保全・回復するための総合的な施策の推進を図り、県民、民間団体、事業者及び行政の参加と連携・協働により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくこととしています。

**(オ) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例**

豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有している猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美しいまま将来の世代に引き継いでいくため、平成13年度に全国で初めて「未然防止」の観点に立った「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を\_\_\_\_\_制定しました。

この中\_\_\_\_\_で、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全についての理解を深め、その保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習の振興を図ることとしています。

\_\_\_\_\_この条例に基づき、同年度、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、平成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直しをしています。この計画では、県民が一体となった水環境保全活動を広げていくこととしています。

**(カ) 福島県野生動植物の保護に関する条例**

県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対応し、豊かな自然環境を保全するため、平成15年度に「福島県野生動植物の保護に関する条例」を

を平成16年3月に制定しました。

その中においては、野生動植物に関する理解を深める活動が促進されるよう、教育及び学習の機会の充実を図っていくこととしています。

なお、平成16年10月には、\_\_\_\_ 条例に基づき \_\_\_\_\_ 「福島県希少野生動植物保護基本方針」を策定し \_\_\_\_\_、学校教育や社会教育等様々な場において体験的な学習の場の創出に努めるなど、環境教育の推進を図ることとしています。

\_\_\_\_\_ 制定しました。

この中 \_\_\_\_\_ で、野生動植物に関する理解を深める活動が促進されるよう、教育及び学習の機会の充実を図っていくこととしています。

\_\_\_\_\_ この条例に基づき、平成16年度には、「福島県希少野生動植物保護基本方針」を策定しました。この基本方針では、学校教育や社会教育等様々な場において体験的な学習の場の創出に努めるなど、環境教育等の推進を図ることとしています。

**(キ) 福島県地球温暖化対策推進計画**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、平成10年度に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定しました。平成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直しを行い、「福島県地球温暖化対策推進計画」を策定しています。この計画では、温室効果ガス排出抑制に関する施策として、未来のための環境・エネルギー教育に力を入れていくこととしています。

**(ク) ふくしま生物多様性推進計画**

「生物多様性基本法」の規定に基づき、それぞれの地域において、生物多様性を保全し持続可能な利用を進めていくため、平成22年度に「ふくしま生物多様性推進計画」を策定しました。この計画では、多様な主体との連携と協働により、県民の環境や生物多様性への理解の促進に向けた取組を推進することとしています。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32

**(ケ) 福島県廃棄物処理計画**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量及び適正処理等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成13年度に「福島県廃棄物処理計画」を策定し、平成22年度には、廃棄物の減量化と適正処理を一層推進していくため見直しをしています。

この計画では、県は、県民、市町村、事業者等と連携し、ごみ減量化・リサイクル推進に取り組んでいくこととしています。

**イ 総合的な環境拠点の整備～福島県環境創造センター（仮称）～**

放射性物質に汚染された環境を早急に回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造すること、国内外の研究機関と緊密な連携の下、世界に冠たる国際的研究拠点を目指すことを目的として、福島県環境創造センター（仮称）を整備します（平成27年度から一部運用を開始予定）。モニタリングデータや放射線、除染に係るデータ、県の環境回復状況など、放射能に係る情報の収集・発信に加え、環境教育等の推進と各主体との連携に役立つ情報の提供を実施するほか、教育・研修・交流の機能を担い、人材の育成、研修の充実に向けた取組を実施する予定です。

同センターを拠点として、国内外の英知を結集し、本県の本来の環境を回復し、新たな未来を創造することに取り組んでいきます。

～世界の動向～

1		○1972年(昭和47年)
2		「ストックホルム人間環境宣言」
3		…環境教育の重要性が指摘される。
4		
5		○1992年(平成4年)
6		「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」
7		「環境と開発に関するリオ宣言(リオ宣言)」採択
8		…様々な主体による環境保全への取組が重要かつ不
9		可欠とされる。
10		
11		○2005年(平成17年)から始まる10年間
12		…「国連持続可能な開発のための教育の10年
13		(United Nations Decade of Education for Sustainable
14		Development:DESD)」とする国連決議がなされる。
15		
16		○2012年(平成24年)
17		「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」
18		…「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグ
19		リーン経済」がテーマの一つとなる。
20		
21		
22		
23		～国の動向～
24		<環境教育>
25		○昭和63年
26		環境庁の「環境教育懇談会」において、環境教育
27		の理念、基本方針等を盛り込んだ報告書が取りまと
28		められる。
29		○平成5年
30		「環境基本法」制定。国として環境教育・環境学
31		習の振興を図ることが法的にも位置付けられる。
32		○平成6年

1		<u>「環境基本計画」閣議決定。持続可能な社会の実</u>
2		<u>現に向けた重要な政策手法の一つとして環境教育・</u>
3		<u>環境学習が位置付けられる。</u>
4		<u>○平成15年7月</u>
5		<u>「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の</u>
6		<u>推進に関する法律」制定。環境保全に向けて、全て</u>
7		<u>の主体が積極的に取り組むことの必要性とそのため</u>
8		<u>の意欲の増進及び環境教育の重要性が示される。</u>
9		<u>○平成23年6月</u>
10		<u>「環境教育等による環境保全の取組の促進に関す</u>
11		<u>る法律」公布（平成24年10月完全施行）。環境保</u>
12		<u>全活動及び環境教育の一層の推進と幅広い実践的人</u>
13		<u>材づくりと活用を図ることとされる。</u>
14		<u>○平成24年6月</u>
15		<u>「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境</u>
16		<u>教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」</u>
17		<u>閣議決定。</u>
18		<u>&lt;学校教育&gt;</u>
19		<u>○平成3年及び平成4年</u>
20		<u>「環境教育指導資料」が作成される。</u>
21		<u>○平成10年及び平成11年</u>
22		<u>改訂された学習指導要領で、総合的な学習の時間</u>
23		<u>が新設される。</u>
24		<u>○平成18年</u>
25		<u>「教育基本法」改正。教育の目標として、「生命を</u>
26		<u>尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度</u>
27		<u>を養うこと」が新たに規定される。</u>
28		<u>○平成19年</u>
29		<u>「学校教育法」改正。義務教育の目標として、「学</u>
30		<u>校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自</u>
31		

然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定される。

○平成20年及び平成21年  
改訂された新学習指導要領で、環境に関わる内容の一層の充実が図られる。

## 2 環境保全活動促進のための環境教育の意義と必要性

地球上でいのちを育む多くの動物や植物ばかりでなく、私たち人間も、自然の生態系を構成する一員として、お互いに密接に関わり合いながら存在しています。いま、私たちの生存基盤である「環境」が、私たちの人間活動により、かつてない深刻さで脅かされています。

私たちが直面している人類最大の課題と言われる地球温暖化問題や、身近な河川や湖沼で起きている水質汚濁問題などの環境問題は、事業活動ばかりでなく、私たちの日常生活に起因しています。そして、環境に対する負荷は、年々、日常生活に起因するものの割合が大きくなっています。私たち人間がこのまま、自然の浄化能力を超えて環境に負荷を与え続ければ、多くの生物が絶滅の危機に瀕することになり、人間自体の存続も危ぶまれることになると考えられます。

環境問題を解決する方法としては、法令等による規制的手法、市場原理による経済的手法、情報の開示と提供による情報的手法、環境教育を通じた環境保全活動の促進による手法、環境への負荷の少ない技術の開発と普及による手法など様々なものがあります。このうち、環境保全活動は、私たちが日常において容易に取り組むことができる活動の一つです。

私たち一人ひとりが等しく自主的な環境保全活動に取り組むためには、自らの生活の中に環境問題の原因

「はじめに」で趣旨を網羅しているため、全文を削除

1 があり、また、問題解決に向けた糸口もあることを認  
2 識して、環境への負荷の少ない賢い生活様式に転換し  
3 ていく必要があります。

4 そのため、一人ひとりが、身近な環境の変化を実感  
5 し、環境問題に関する正しい知識を身に付け、日常生  
6 活の中で、意識して環境保全活動に取り組むことがで  
7 けるよう、環境教育の推進が求められます。また、地  
8 域において率先して環境保全活動を行う人材を育てる  
9 ことも大切です。

10 環境教育を通じて、あらゆる生物のいのちの尊さを  
11 理解し、私たちもまた、生態系を構成する一員である  
12 ことを自覚し、豊かな環境とその恵みを大切に思う心  
13 を育むことによって、自主的な環境保全活動が広く行  
14 われ、ひいては、持続的な発展が可能な社会の形成に  
15 つながっていくものと考えられます。

16 本県は、県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗  
17 代湖をはじめとする多くの湖沼や流れ豊かな河川に恵  
18 まれ、裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有してお  
19 り、私たちは、こうした豊かな自然から得られる恵み  
20 を享受しています。将来の世代が、今を生きる私たち  
21 と同様に恵み豊かな自然やその優れた景観の恩恵を享  
22 受できるよう、環境保全活動を促進するための環境教  
23 育を推進することが必要です。

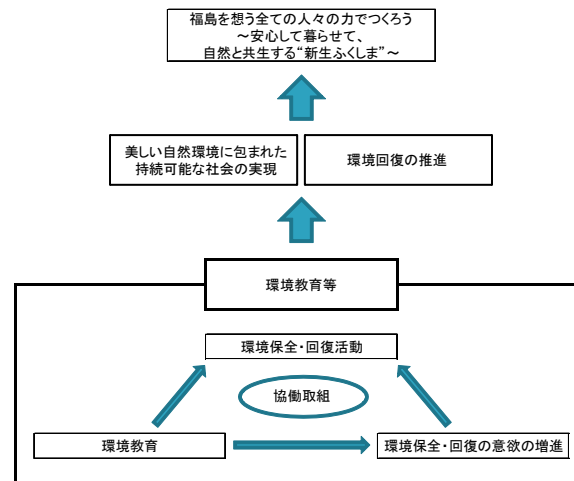
26 **3 環境保全活動促進のための環境教育の推進にあ**  
27 **たっての考え方**

2 **環境教育等の推進に** 当  
**たつての考え方**

これまで取り組んできた持続可能な社会の実現はも  
ちろん、新たな課題である県土の環境回復を推進して  
いくためには、私たち一人一人の取組も欠かせないも  
のであり、県民、事業者、行政など全ての主体におい  
て環境保全・回復活動に取り組んでいくことがますま

す重要になっています。より多くの主体の環境保全・回復活動を促進するためには、環境教育により環境保全・回復の意欲を増進していくことが必要です。また、環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進及び環境教育を推進するためには、それぞれの主体が相互に協力して取り組む協働取組を行うことも重要です。

### 福島県における環境教育等のイメージ



※「環境保全」には良好な環境の創造を含めています。

#### (1) 取組主体間における適切な役割分担

環境保全\_\_\_\_\_活動や

\_\_\_\_\_環境教育に取り組むそれぞれの主体に対しては、次に掲げる役割が期待されます。適切な役割分担の下、効果的な活動が行われるよう取組を進めます。

#### (1) 取組主体間における適切な役割分担

環境保全・回復活動\_\_\_\_、環境保全・回復の意欲の増進及び環境教育に取り組むそれぞれの主体に対しては、次に掲げる役割が期待されます。適切な役割分担の下、効果的な活動が行われるよう取組を進めます。



## ア 家庭の役割

今日の環境問題の多くは、日常生活の中で発生する様々な負荷に起因しているため、県民一人ひとりが環境問題は自らの問題であることを強く認識し、環境への負荷を減らし、環境への負荷の少ない生活様式を実践することが重要です。

そのためには、節電等の省エネルギー、環境に配慮した商品の優先的な購入、簡易包装によるごみ減量化や分別排出によるリサイクルの促進などに取り組むこと、環境美化活動など地域や民間団体が実施する環境保全活動に積極的に参加すること、環境に関する講演会に参加するなどの自主的な学習活動を積極的に行うことが求められます。

さらに、家庭は、次の世代を担う子どもたちが人として基本的な生活習慣を身に付ける大切な場であり、子どもたちが日常生活を通して環境への意識を高め、環境に配慮した行動がとれるように育むことが重要です。

## イ 学校の役割

学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、環境保全に関する意識を高めていく上においても重要な役割を担っています。

また、学校は、子どもたちが社会生活や日常生活を営んでいくための基礎的知識を学ぶ場であることから、環境教育等を充実させていくことは、環境に配慮した生活様式や地域社会の構成員としての自覚を身に付ける上で大きな効果があります。

このようなことから、学校においては、環境に

## ア 家庭の役割

今日の環境問題の多くは、日常生活の中で発生する様々な負荷に起因しているため、県民一人ひとりが環境問題は自らの問題であることを強く認識し、環境への負荷を減らし、環境への負荷の少ない生活様式を実践することが重要です。

そのためには、節電等の省エネルギー、環境に配慮した商品の優先的な購入、簡易包装によるごみ減量化や分別排出によるリサイクルの促進などに取り組むこと、環境美化活動など地域や民間団体が実施する環境保全・回復活動に積極的に参加すること、環境に関する講演会に参加するなどの自発的な学習活動を積極的に行うことが求められます。

さらに、家庭は、次の世代を担う子どもたちが人として基本的な生活習慣を身に付ける大切な場であり、子どもたちが日常生活を通して環境への意識を高め、環境に配慮した行動がとれるように育むことが重要です。

## イ 学校の役割

学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、環境保全・回復に関する意識を高めていく上においても重要な役割を担っています。

学校は、子どもたちが社会生活や日常生活を営んでいくための基礎的知識を学ぶ場であることから、環境教育等を充実させていくことは、環境に配慮した生活様式や地域社会の構成員としての自覚を身に付ける上で大きな効果があります。

このようなことから、学校においては、環境に

1 関する知識の習得のみならず、児童生徒の発達段  
2 階に応じ、あらゆる教育活動を通して環境への理  
3 解を深めるとともに、一人ひとり\_\_\_\_\_が地域の環  
4 境に目を向け、自ら問題を発見し、環境の保全\_  
5 \_\_\_\_\_のために主体的に行動する実践的な態度や能  
6 力を育成する役割が期待されています。

#### 7 **ウ 地域・民間団体の役割**

8 地域は、環境保全\_\_\_\_\_に向けた取組を進めてい  
9 く上での具体的な行動の場となります。地域の活  
10 発な活動なしには、環境保全\_\_\_\_\_に向けた取組  
11 が大きな広がりとはなりません。

12 地域社会では、年齢、職業、価値観などが異な  
13 った様々な人々が、それぞれ日常生活を営んでい  
14 ます。一方、同じ地域で生活を共にしていること  
15 から、環境について共通認識を持ちやすい、共同  
16 して行動しやすい、といった特性があります。

17 そのため、地域において互いに協力し合いなが  
18 ら、環境保全\_\_\_\_\_に関する活動の輪を広げてい  
19 くことが期待されます。

20 地域においては、町内会や子ども会など地元  
21 に根ざした組織が地域の環境に目を向けた活動を行  
22 っており、今後とも、継続して積極的に行われる  
23 ことが望まれます。

24 また、既に、様々な環境保全活動団体が専門的  
25 な知識と行動力を活\_\_\_\_\_かし活動を展開し、環境保  
26 全に大きな役割を果たしています。それぞれの団  
27 体は、活動範囲も様々であり、地域に根ざして活  
28 動している団体、全県域を対象に活動している団  
29 体、さらには国際的に活動している団体など、そ  
30 れぞれの目的に沿って、得意分野を活\_\_\_\_\_かした活  
31 動を行っています。環境保全活動団体は、柔軟で

関する知識の習得のみならず、児童生徒の発達段  
階に応じ、あらゆる教育活動を通して環境への理  
解を深めるとともに、一人\_\_\_\_\_一人が地域の環  
境に目を向け、自ら問題を発見し、環境の保全\_  
回復のために主体的に行動する実践的な態度や能  
力を育成する役割が期待されています。

#### ウ 地域・民間団体の役割

地域は、環境保全・回復\_\_\_\_\_に向けた取組を進めてい  
く上での具体的な行動の場となります。地域の活  
発な活動なしには、環境保全・回復\_\_\_\_\_に向けた取組  
が大きな広がりとはなりません。

地域社会では、年齢、職業、価値観などが異な  
った様々な人々が、それぞれ日常生活を営んでい  
ます。一方、同じ地域で生活を共にしていること  
から、環境について共通認識を持ちやすい、共同  
して行動しやすい、といった特性があります。

そのため、地域において互いに協力し合いなが  
ら、環境保全・回復\_\_\_\_\_に関する活動の輪を広げてい  
くことが期待されます。

地域においては、町内会や子ども会など地元  
に根ざした組織が地域の環境に目を向けた活動を行  
っており、今後とも、継続して積極的に行われる  
ことが望まれます。

また、既に、様々な環境保全活動団体が専門的  
な知識と行動力を\_\_\_\_\_いかし活動を展開し、環境保  
全に大きな役割を果たしています。それぞれの団  
体は、活動範囲も様々であり、地域に根ざして活  
動している団体、全県域を対象に活動している団  
体、さらには国際的に活動している団体など、そ  
れぞれの目的に沿って、得意分野を\_\_\_\_\_いかけた活  
動を行っています。環境保全活動団体は、柔軟で

1 特色ある取組が可能であり、今後とも率先した取  
2 組を行うことが期待されます。

### 3 **エ 事業者の役割**

4 職場における教育活動は、個々の従業員の意識  
5 形成に影響を与えるものとして重要であり、従業員  
6 に対し積極的に環境教育\_\_を実施する役割が求  
7 められます。

8 事業者においては、従業員の研修において積極  
9 的に環境に関する内容を取り入れるなど、計画的  
10 に環境教育\_\_を実施するとともに、機会を捉え、  
11 その充実を図っていくことが期待されます。

12 また、事業者には、環境に配慮した事業活動が  
13 求められるとともに、地域社会の一員として、従  
14 業員の自発的な環境保全\_\_\_\_\_活動の推奨や環境  
15 保全\_\_\_\_\_活動への積極的な参加・協力などの様  
16 々な支援\_\_が期待されます。

17 さらに、事業者の持つ技術や人材を生\_\_かし、  
18 地域における環境教育\_\_への協力、環境学習\_\_\_\_\_  
19 \_\_の場としての施設の開放など、様々な形での積  
20 極的な取組が求められます。

### 21 **オ 行政の役割**

22 県などの行政機関は、県民、民間団体、事業者  
23 の各主体と相互に協力・連携\_\_\_\_\_し、環境保全  
24 \_\_\_\_\_に向けた取組を推進していくことが重要で  
25 す。

26 そのため、社会教育をはじめ\_\_とする行政の  
27 各分野で、環境保全\_\_\_\_\_意識の\_\_\_\_\_高揚  
28 に必要な広報、普及啓発や情報収集を行うととも  
29 に、県民の環境に関する学習が容易に、かつ効果  
30 的に行われるよう\_\_必要な情報や機会を提供する  
31 ことが必要です\_\_\_\_\_。

特色ある取組が可能であり、今後とも率先した取  
組を行うことが期待されます。

### **エ 事業者の役割**

職場における教育活動は、個々の従業員の意識  
形成に影響を与えるものとして重要であり、従業  
員に対し積極的に環境教育等\_\_を実施する役割が求  
められます。

事業者においては、従業員の研修において積極  
的に環境に関する内容を取り入れるなど、計画的  
に環境教育等\_\_を実施するとともに、機会を捉え、  
その充実を図っていくことが期待されます。

また、事業者には、環境に配慮した事業活動が  
求められるとともに、地域社会の一員として、従  
業員の自発的な環境保全・回復活動の推奨や環境  
保全・回復活動への積極的な参加・協力などの様  
々な\_\_取組が期待されます。

さらに、事業者の持つ技術や人材を\_\_いかし、  
地域における環境教育等\_\_への協力、環境\_\_\_\_\_  
教育等\_\_の場としての施設の開放など、様々な形での積  
極的な取組が求められます。

### **オ 行政の役割**

県などの行政機関は、県民、民間団体、事業者  
の各主体と相互に\_\_\_\_\_連携・協働し、環境保全  
・回復\_\_に向けた取組を推進していくことが重要で  
す。

そのため、社会教育を\_\_\_\_\_始めとする行政の  
各分野で、環境保全・回復\_\_\_\_\_の意欲の増進  
に必要な広報、普及啓発や情報収集を行うととも  
に、県民の環境に関する学習が容易に、かつ効果  
的に行われるよう\_\_必要な情報や機会を提供する  
ことが\_\_\_\_\_求められます。

1 また、環境教育や環境保全活動のリーダー  
2 \_\_\_\_\_となる人材を育成するとともにその活躍の場  
3 を提供していくこと、また既に指導者として活躍  
4 している人材の更なる活用を図ることが必要で  
5 ず。

6 さらに、環境保全\_\_\_\_\_活動がより多くの県民  
7 によって実践されるよう、民間団体の活動や各主  
8 体間の協力・連携\_\_\_\_\_などを支援することが必  
9 要\_\_\_\_\_です。

10 効果的に環境教育\_\_\_\_\_を進めるためには、県や市  
11 町村において環境部局と教育委員会、さらに関係  
12 部局との密接な連携を図るとともに、行政機関同  
13 士が相互に協力して環境保全\_\_\_\_\_に向けた取組  
14 を展開することが必要です。

## 16 (2) 自主的な参加と協働

17 環境保全\_\_\_\_\_活動や  
18 \_\_\_\_\_環境教育が効果的に行われるためには、  
19 自主的\_\_\_\_\_な参加であることが必要です。この  
20 ため、環境保全に関する知識の普及や実践活動の  
21 支援などを行い、自主的\_\_\_\_\_な参加による活動  
22 を支援します。

23 また、環境保全活動や環境教育に関する自主的  
24 \_\_\_\_\_な取組がより大きな成果を得る\_\_\_\_\_た  
25 めには、\_\_\_\_\_  
26 \_\_\_\_\_  
27 \_\_\_\_\_  
28 \_\_\_\_\_  
29 \_\_\_\_\_

30 \_\_\_\_\_多くの人が参加するとともに、  
31 協力して共に実践していく協働による活動が重要

また、環境教育\_\_\_\_\_等の\_\_\_\_\_指  
導者となる人材を育成するとともにその活躍の場  
を提供していくこと、また既に指導者として活躍  
している人材の更なる活用を図ることが必要で  
ず。

さらに、環境保全・回復活動がより多くの県民  
によって実践されるよう、民間団体の活動や各主  
体間の\_\_\_\_\_連携・協働などを支援することが\_\_\_\_\_  
重要\_\_\_\_\_です。

効果的に環境教育等を進めるためには、県や市  
町村において環境部局と教育委員会、さらに関係  
部局との密接な連携を図るとともに、行政機関同  
士が相互に協力して環境保全・回復\_\_\_\_\_に向けた取組  
を展開することが必要です。

## (2) \_\_\_\_\_参加と協働

環境保全・回復活動\_\_\_\_\_、環境保全・回復の意欲  
の増進、環境教育が効果的に行われるためには、  
\_\_\_\_\_自発的な参加であることが必要です。この  
ため、環境保全に関する知識の普及や実践活動の  
支援などを行い、\_\_\_\_\_自発的な参加による活動  
を支援します。

また、\_\_\_\_\_  
自発的な取組\_\_\_\_\_の推進のため  
には、県民一人一人の意識の高揚はもとより、  
地域や学校、環境保全活動団体などによる活発な  
活動が必要です。そのためには、県民を始め、民  
間団体、事業者、行政等の様々な主体が幅広く連  
携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでい  
くことが重要です。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

1 1  
2 2  
3 3  
4 4  
5 5  
6 6  
7 7  
8 8  
9 9  
10 10  
11 11  
12 12  
13 13  
14 14  
15 15  
16 16  
17 17  
18 18  
19 19  
20 20  
21 21  
22 22  
23 23  
24 24  
25 25  
26 26  
27 27  
28 28  
29 29  
30 30  
31 31  
32 32

です。このため、交流や情報発信を進め、協働による活動を促進します。

### (3) 取組の継続性

私たちと環境との関わりは将来に渡って続くとともに、現在の環境への負荷が将来にも影響を及ぼすため、環境保全活動や環境教育は、将来を見据え、継続的に取り組んでいくことが重要です。このため、人材確保や育成、交流等を通じ、県民、民間団体、事業者が継続的・発展的に環境保全活動や環境教育に取り組むことができるよう支援します。

### (4) 正確な情報と正しい知識

環境保全活動や環境教育の取組を促進していく上では、環境に関する正確な情報が必要です。正しい環境関連情報について、県内の環境の実態を把握し、各主体が必要なときに必要な形で入手できるよう情報提供機能の充実に努めます。

また、環境に関する正しい知識は、私たちと環境との関わりについての理解を深め、自主的な活動を促すものとなります。例えば、日常生活や事業活動による二酸化炭素排出量の増大が地球温暖化問題を招いていることや、人里に近い自然は人の手をかけることによって維持されることなど、正しい知識が必要です。環境保全への意欲が高まるとともに環境保全に向けた活発な活動が行われるよう、正しい知識の習得に向けて取組を進めます。

このため、これまで以上に各主体の幅広い参加と協力が得られるよう、交流や情報発信を進め、協働による活動を促進します。

### (3) 取組の継続性

私たちと環境との関わりは将来に渡って続くとともに、現在の環境への負荷が将来にも影響を及ぼすため、環境教育等は、将来を見据え、継続的に取り組んでいくことが重要です。このため、人材確保や育成、交流等を通じ、県民、民間団体、事業者が継続的・発展的に環境教育等に取り組むことができるよう支援します。

「3 環境教育等を推進するための施策」に統合したため全文を削除

4 環境保全活動促進のための環境教育 の 推進  
方策

環境保全活動が広がっていくためには、家庭をはじめ様々な場において環境教育が行われることが必要なことから、それぞれの場における環境教育が推進されるよう取り組みます。

また、尾瀬や磐梯山、猪苗代湖など本県の優れた自然環境や里地里山、河川など身近な自然の良さを改めて認識し、これらの自然環境を学習の場として活かすとともに、「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだたら」などの環境学習関連施設における学習、地域や職場でのごみの排出を抑制する活動やリサイクル施設における学習など、自然体験や社会体験を重視した「体験型」の環境教育の充実を図ります。

(1) 家庭における環境教育

個人の意識やモラルは、家庭内での生活様式や大人の行動に大きく影響されるため、特に幼児期からの家庭における環境教育には大きな意味があります。

家庭においては、幼児から高齢者まで全ての人  
が環境に関心を持つとともに、家庭での生活が環境  
に影響を与えていることを理解し、環境への負

3 環境教育等 を推進する  
ための 施策

本県では、前項の考え方にに基づき、それぞれの場における環境教育等が推進されるよう取り組みます。

(1) 家庭における環境教育等

家庭におけるごみの分別や、省エネルギーへの取組、自然や命の大切さを学ぶ環境学習関連施設での学習は、これまでに組み込まれてきたところですが、放射性物質による環境汚染の影響などを受け、特に屋外での活動は減少傾向にあります。

家庭においては、幼児から高齢者まで全ての人  
が環境に関心を持つとともに、家庭での生活が環境  
に影響を与えていることを理解し、環境への負

1 荷の少ない暮らし方を考え、実践していく必要が  
2 あります。

3 \_\_\_\_\_  
4 \_\_\_\_\_  
5 [推進方策]

6 ・家庭において環境についての関心が高まるよ  
7 う、インターネットをはじめ 各種メディア  
8 により、環境の現状や体験型の環境学習プログ  
9 ラムなど環境情報を提供します

10 \_\_\_\_\_  
11 \_\_\_\_\_  
12 \_\_\_\_\_。

13 ・ \_\_\_\_\_  
14 \_\_\_\_\_  
15 環境にやさしい生活様式が実践されるよう、  
16 家庭におけるエネルギーの利用状況を把握する  
17 環境家計簿の普及や意識啓発を行います。  
18 ・環境に与える影響が少ない新エネルギー施設に  
19 ついての見学会を実施します。

20 など  
21

22 (2) 学校における環境教育

23 児童生徒が学校の教育活動を通して環境につい  
24 て総合的に学び、環境に対して主体的に関わりな  
25 がら、環境保全に配慮した実践的な力を身に付け  
26 ていくために学校教育の果たす役割は重要です。

27 \_\_\_\_\_各教科や総合的な学習の時間  
28 等において行われる環境学習 \_\_\_\_\_ において  
29 は、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に  
30 取り入れるとともに、環境について身に付けた知  
31 識等が発揮できるように各教科等を相互に関連付

荷の少ない暮らし方を考え、実践していく必要が  
あります。また、本県の状況を踏まえ、放射線に  
係る情報を把握し、活動の機会を増やしていくこ  
とも大切です。

[推進 施策]

・ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_インターネットを \_\_\_\_\_ 始め各種メディア  
により、環境の現状や体験型の環境学習プログ  
ラムなど環境情報を提供し \_\_\_\_\_、家庭における  
環境についての関心を高めると同時に、正しい  
放射線の情報を提供し、活動しやすい環境を整  
えます。

・家庭におけるエネルギーの利用状況を把握する  
エコチャレンジ事業（家庭版）の実施などによ  
り、環境にやさしい生活様式が実践されるよう  
\_\_\_\_\_意識啓発を行います。

\_\_\_\_\_ など

(2) 学校における環境教育等

\_\_\_\_\_ 学校教育における各教科や総合的な学習の時間  
等に \_\_\_\_\_ 行われる環境 \_\_\_\_\_ 教育等 \_\_\_\_\_ で  
は、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に  
取り入れるとともに、環境について身に付けた知  
識等が発揮できるように各教科等を相互に関連付

1 けを図っていくことによって、児童生徒が総合的  
2 に学び、環境に対する見方や考え方が確実に形成  
3 されていくような環境教育を展開する必要があります  
4 ます。

5 そのために、各学校においては、児童生徒や地  
6 域、学校の実態を十分把握するとともに、自校に  
7 おけるこれまでの環境教育の成果と課題を明ら  
8 かにして綿密な環境教育の構想と計画、そして  
9 実践と評価を一層充実させていく必要があります  
10 ます。また、発達段階に応じて継続的に環境学習  
11 が行われることが大切であり、小学校・中学  
12 校・高等学校がそれぞれの目標や役割を明確にす  
13 るとともに、情報交換等を充実させて校種間の連  
14 携を図って推進していくことが重要です。

15 さらに、学校は、これまで取り組んできたごみ  
16 問題、リサイクル、水質汚濁問題など様々な環境  
17 学習を精査し、児童生徒にとって実践力の  
18 伴う価値ある環境学習に再構築していくと  
19 ともに、学習内容に応じて、地域の人材や専門家  
20 を活用することが重要です。家庭や地域と連携し  
21 た取組も効果的であり、児童生徒が、学校で学ん  
22 だことを家庭で活かすことにより、家庭におけ  
23 る環境保全の実践行動の 広がりが期待さ  
24 れます。

25 \_\_\_\_\_  
26 \_\_\_\_\_  
27 \_\_\_\_\_  
28 \_\_\_\_\_  
29 \_\_\_\_\_  
30 \_\_\_\_\_  
31 \_\_\_\_\_

け \_\_\_\_\_ ていくことによって、児童生徒が総合的  
に学び、環境に対する見方や考え方が確実に形成  
されていくよう \_\_\_\_\_ 展開する必要があります  
ます。

そのために、各学校においては、児童生徒や地  
域、学校の実態を十分把握するとともに、自校に  
おけるこれまでの環境教育等の成果と課題を明ら  
かにして綿密な環境教育等の構想と計画、そして  
実践と評価を一層充実させていく必要があります  
ます。また、発達段階に応じて継続的に環境 \_\_\_\_\_ 教  
育等が行われることが大切であり、小学校・中学  
校・高等学校がそれぞれの目標や役割を明確にす  
るとともに、情報交換等を充実させて校種間の連  
携を図って推進していくことが重要です。

さらに、学校は、これまで取り組んできたごみ  
問題、リサイクル、水質汚濁問題など様々な環境  
教育等を精査し、児童生徒にとって実践力の  
伴う価値ある環境 \_\_\_\_\_ 教育等に再構築していくと  
ともに、学習内容に応じて、地域の人材や専門家  
を活用することが重要です。家庭や地域と連携し  
た取組も効果的であり、児童生徒が、学校で学ん  
だことを家庭で いかすことにより、家庭におけ  
る環境保全・回復の実践行動が 広がりが \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ ます。また、行政と連携・協働して、情報や施  
策を活用した新たな取組をすることや、民間団体  
や環境学習関連施設と連携して、環境教育プログ  
ラムを作成することも大切です。

一方で、放射性物質による環境汚染の影響から、  
特に児童生徒について屋外での活動が減少してお  
り、活発な活動が妨げられているといった問題を  
抱えているため、放射線に係る知識を深め、活動



また、環境教育\_を推進していく上で、児童生徒を直接指導する教員の資質の向上が欠かせないため、指導方法や指導内容について学ぶ研修の場と機会を充実させていく必要があります。

[推進方策\_\_\_\_]

- 学校生活における省資源・省エネルギーをはじめ\_\_\_\_とした環境負荷低減に関する実践を進め、児童生徒の主体的な行動力の育成を図ります。
- 地域に存在する自然やごみ処理など環境に関する教材として活用できる様々な素材を積極的に活用した環境学習\_\_\_\_\_を展開します。
- 水環境を学ぶための水生生物調査や大気環境を学ぶための星空観察など、体験型の環境学習を進めます。

の場を選定していく工夫も必要です。

また、環境教育等を推進していく上で、児童生徒を直接指導する教員の資質の向上が欠かせないため、指導方法や指導内容について学ぶ研修の場と機会を充実させていく必要があります。

[推進\_\_\_\_施策]

- 学校生活における省資源・省エネルギーを\_\_\_\_始めとした環境負荷低減に関する実践を進め、児童生徒の主体的な行動力の育成を図ります。
- 地域に存在する自然やごみ処理など環境に関する教材として活用できる様々な素材を積極的に活用した環境\_\_\_\_教育等を展開します。
- 水環境を学ぶための水生生物調査\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の実施機会の拡大を促し、水環境保全意識の高揚を図ります。

- 田んぼや水路、ため池、里山などを遊びと学びの場とし、農業や自然環境、農村文化などについて学ぶ体験型の環境教育等を実施することで、児童の農業や環境に対する理解を深めます。
- 木工工作用資材の提供と、地元技術者による技術指導等を実施し、木工工作体験を通じ木材利用と森林・林業の関わりについて学ぶ機会を創出します。
- 地域の森林環境の保全に向け自発的に行動する態度や資質、能力を育成するための機会を設けます。
- 本県が誇る「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境教育等を推進します。

- 環境学習関連施設や民間団体との連携など、学

1 校における環境教育のネットワークづくりを推  
 2 進します。  
 3 • 学校で身に付けた知識等を発揮する場として、  
 4 学校外の環境保全\_\_\_\_\_活動への積極的な参加  
 5 を促して地域と一体となった活動を進めるとと  
 6 もに、学習成果の発表の場を提供することによ  
 7 り、児童生徒と教職員双方の継続的・自主的な  
 8 取組を促進します。

9 \_\_\_\_\_  
 10 \_\_\_\_\_  
 11 \_\_\_\_\_  
 12 \_\_\_\_\_  
 13 \_\_\_\_\_  
 14 \_\_\_\_\_  
 15 \_\_\_\_\_  
 16 \_\_\_\_\_  
 17 \_\_\_\_\_  
 18 \_\_\_\_\_  
 19 \_\_\_\_\_  
 20 \_\_\_\_\_  
 21 \_\_\_\_\_  
 22 \_\_\_\_\_

23 \_\_\_\_\_  
 24 \_\_\_\_\_  
 25 • 環境問題に関する専門家等を講師として活用  
 26 し、児童生徒の\_\_\_\_\_環境学習\_\_\_\_\_の充実  
 27 を図るとともに、様々なテーマによる体験を重  
 28 視した環境教育\_\_の指導を行うことのできる教  
 29 員の育成を図ります。  
 30 \_\_\_\_\_など  
 31 \_\_\_\_\_  
 32 (3) 地域における環境教育\_\_

\_\_\_\_\_

• 学校で身に付けた知識等を発揮する場として、  
 学校外の環境保全・回復活動への積極的な参加  
 を促して地域と一体となった活動を進めるとと  
 もに、学習成果の発表の場を提供することによ  
 り、児童生徒と教職員双方の継続的・自主的な  
 取組を促進します。

• 環境学習関連施設や民間団体との連携など、学  
 校における環境教育のネットワークづくりを推  
 進します。

• 情報提供等を通じ、学校と民間団体や環境学習  
 関連施設との連携による環境教育プログラムの  
 作成を支援することで、効果的な環境教育の推  
 進を図ります。

• 放射線に関する教育に取り組むことで、子どもたち  
 が放射線に関する基礎知識についての理解を深め、  
 心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考  
 え、判断し、行動する力を育成します。

• 正しい放射線の情報を提供することで、学校におけ  
 る屋外での活動が実施しやすい環境づくりに努め  
 ます。

• 福島県環境創造センター（仮称）を活用し、環境教  
 育等に係る理解を深める取組を推進します。

• 環境問題に関する専門家等を講師として活用  
 し、児童生徒\_\_\_\_\_に対する環境\_\_\_\_\_教育等の充実  
 を図るとともに、様々なテーマによる体験を重  
 視した環境教育等の指導を行うことのできる教  
 員の育成を図ります。  
 \_\_\_\_\_など

(3) 地域における環境教育等

1 環境保全活動や環境教育の推進のためには、地  
2 域の中に、環境学習や実践活動を行う場や、子  
3 どもたちが遊びを通して学ぶことができる場が多様  
4 な形で存在していることが必要です。

5 また、町内会・子ども会など地域に根ざした組  
6 織において、身近な環境について調査・学習活動  
7 などを行い、環境に配慮した行動を広めていくこ  
8 とも必要です。

9 環境保全活動団体は、地域における取組の牽引  
10 役として、その活動が期待されます。地域に根ざ  
11 した活発な活動により地域住民の自主的な取組が  
12 進むよう支援します。

21 [推進方策]

- 28 ・地域や団体が主催する学習会などに対し、環境  
29 アドバイザー \_\_\_\_\_ を派遣  
30 \_\_\_\_\_ します。
- 31 ・地域や団体に出向いて、環境に関する講座を実

地域においては、地元で根ざした組織が地域の環境に目を向けた活動を行っているところですが、放射性物質による環境汚染の影響から、特に屋外での活動が減少しており、本県の自然をいかした活動が妨げられているといった問題を抱えています。放射線量等の把握により、本県の自然を最大限にいかした活動ができる場を選定することが必要です。

[推進 施策]

- ・正しい放射線の情報提供により、本県の自然をいかした活動がしやすい環境づくりに努めます。
- ・福島県環境創造センター（仮称）において環境保全・回復に係る情報を収集・提供し、地域の環境教育等の拠点としての役割を担います。
- ・地域や団体が主催する学習会などに対し、\_\_\_\_\_ 専門家等を派遣し、地域での環境教育等に係る取組を支援します。
- ・地域や団体に出向いて、環境に関する講座を実



1 環境問題を解決していくためには、県民一人ひ  
2 とりはもとより、事業者も、地域社会の一員とし  
3 て環境保全に向けた積極的な取組が求められま  
4 す。

5 事業活動は環境に与える影響が大きいことか  
6 ら、事業者においては、経営理念において環境へ  
7 の配慮を明確に位置付けるとともに、自ら環境保  
8 全活動を積極的に行うことが求められます。 \_\_\_\_\_  
9 \_\_\_\_\_  
10 \_\_\_\_\_

11 \_\_\_\_\_  
12 既に多くの事業者が、事業活動において環境負  
13 荷低減を図るだけでなく、従業員に対し環境教育  
14 を実施していますが、より多くの事業者がこうし  
15 た取組を行うことが求められます。

16 また、従業員に対しては、環境法規の遵守に必  
17 要な知識の習得だけでなく、事業者の社会貢献や  
18 社会的責任として、環境問題に積極的に取り組む  
19 ための知識、判断能力、意欲を育むという観点か  
20 ら環境教育が必要です。こうした職場における環  
21 境教育は、家庭や地域における取組につながるこ  
22 とが期待されます。

23 また、事業者には、施設の開放や人的支援等に  
24 より、地域や学校と連携した取組を進めることが  
25 求められています。

26 県においても、一事業者として、ふくしまエコ  
27 オフィス実践計画に基づき、全ての機関において  
28 職員の環境に対する意識の向上や環境負荷低減 \_\_\_\_\_  
29 \_\_\_\_\_に向けた取組を進  
30 めます。

31 [推進方策 \_\_\_\_\_]

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_事業者においては、経営理念において環境への  
配慮を明確に位置付けるとともに、自ら環境保  
全活動を積極的に行うことが求められます。I S  
O 1 4 0 0 1 やエコアクション 2 1 などの環境マ  
ネジメントシステムは、その組織の環境保全の取  
組を外部から見えやすくするものです。

既に多くの事業者が、事業活動において環境負  
荷低減を図るだけでなく、従業員に対し環境教育  
を実施していますが、より多くの事業者がこうし  
た取組を行うことが求められます。

\_\_\_\_\_従業員に対しては、環境法規の遵守に必  
要な知識の習得だけでなく、事業者の社会貢献や  
社会的責任として、環境問題に積極的に取り組む  
ための知識、判断能力、意欲を育むという観点か  
ら環境教育が必要です。こうした職場における環  
境教育は、家庭や地域における取組につながるこ  
とが期待されます。

また、事業者には、施設の開放や人的支援等に  
より、地域や学校と連携した取組を進めることが  
求められています。

県においても、一事業者として、ふくしまエコ  
オフィス実践計画に基づき、全ての機関において  
職員の環境に対する意識の向上や環境負荷低減、  
地球温暖化の防止など環境保全に向けた取組を進  
めます。

[推進 \_\_\_\_\_ 施策]

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

- 環境センター主催によるISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムについての講習会を開催します。
- 環境に与える負荷が少ない新エネルギーについての講習会を開催します。
- 職場に出向いて、環境に関する講座を実施します。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

- 地域や民間団体に活躍している指導者についての情報を提供します。
- 体験型の環境学習\_\_\_\_\_プログラムや民間団体の体験活動の情報などを提供し、従業員に対する研修への体験型の環境学習\_\_\_\_\_の導入を支援します。

など

(5) 各主体間の連携\_\_\_\_\_

環境保全活動や環境教育\_\_\_\_\_の取組を広げていく\_\_\_\_\_ためには、それぞれの主体的な取組とともに、各主体のパートナーシップの下に、県民、学校、地域、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が幅広く参画する超学際的な\_\_\_\_\_連携による\_\_\_\_\_活動

- 福島県環境創造センター（仮称）を活用し、環境教育等に係る理解を深める取組を推進します。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

- 職場に出向いて、環境に関する講座を実施します。
- 化学物質による環境リスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の全ての者で共有し、お互いに意思疎通を図る「リスクコミュニケーション」によって、化学物質による安全、安心を確保するため、専門家を派遣し、専門的な知識等の普及を図ります。
- 地域や民間団体に活躍している指導者についての情報を提供します。
- 体験型の環境\_\_\_\_\_教育プログラムや民間団体の体験活動の情報などを提供し、従業員に対する研修への体験型の環境\_\_\_\_\_教育の導入を支援します。

など

(5) 各主体間の連携・協働取組\_\_\_\_\_

環境教育等\_\_\_\_\_を推進するためには、それぞれの主体的な取組とともに、各主体のパートナーシップの下に、県民、学校、地域、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が幅広く参画\_\_\_\_\_し、相互に協力して連携\_\_\_\_\_した活動をすることによって、環

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

が重要となります。  
そのため、各主体の環境保全の意欲が高まり、  
実践に結びつくよう社会教育や学校教育における  
環境教育の充実を図るとともに、各主体が連携す  
ることによって、環境保全の取組が効果的に行わ  
れ、また、より広がっていくよう努めます。

[推進方策]

- ・環境に関するデータ、人材、学習機会、学習プログラム、教材など、連携する相手方や機会を把握するための情報を提供します。
- ・事業者や民間団体における環境保全の取組や施設の見学受入などの情報を収集し、提供します。
- ・具体的な活動や素材、助言などの情報を得るこ

境教育等の効果を高めることが重要となります。

このため、本県では、平成21年9月「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を設立しており、構成員の活動内容を情報発信するなどして、多様な主体の連携による協働の輪を広げていくための支援をしています。

また、環境教育等の実施に当たっては、発達段階や理解力、テーマに応じたプログラムの活用が効果的であるため、様々な主体との連携の下に地域の特性をいかした環境教育プログラムを開発するなど、各種環境教育プログラムとそのための資料の提供に努めます。

さらに、環境保全・回復活動や環境教育の取組を連携して促進していくため、環境に関するデータ、環境教育等の指導者や地域の指導者、教育プログラム、場、機会、教材など、行政や環境学習施設等が発信する様々な環境に関する情報を、必要とする人が必要な時に、分かりやすい形で入手できるよう工夫します。

[推進 施策]





1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

ら」など他県に誇れる優れた特徴を持った環境学習関連施設との連携強化や取組の充実を図ります。さらに、福島県環境創造センター（仮称）において環境放射能等に関する学習活動を実施・支援します。

[推進施策]

- ・環境学習施設の情報提供により、自然体験や社会体験を重視した体験型の環境教育等を進めます。
- ・「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだたら」などを活用して、海をテーマとした学習や森林や野生動植物をテーマとした学習など、その特徴を活かした環境教育等の取組を進めます。
- ・福島県環境創造センター（仮称）において、放射能に関する正確な理解の促進や、子どもたちの学習活動の充実を図ります。

など

(7) 体験の機会の場の認定

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の「体験の機会の場」を都道府県が認定する制度が創設されました。

本県では、「福島県体験の機会の場の認定事務処理要綱」により認定に係る事務処理について定め、適切な認定を実施するとともに、認定団体の周知による体験の機会の場の活用による環境保全の意欲の増進を図ります。

[推進施策]

1		・安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体	
2		等の土地や建物の所有者等が提供する自然体験	
3		活動等の体験の機会の場合について、法に基づき、	
4		適切に認定し、周知します。	
5			など
6			
7		<b>(8) 国際的な視点での取組</b>	
8		環境保全・回復に自ら積極的に取り組むには、	
9		県内、国内だけでなく、国際的な視野に立ち、世	
10		界と手をつなぎ協力していくことが必要です。国	
11		では、環境教育を発展させ、経済・社会の観点を	
12		盛り込み、学習者一人一人が持続可能な社会づく	
13		りに参画する力を育むことを促すことで、「持続可	
14		能な開発のための教育」(Education for Sustainable	
15		Development:ESD)を推進することを目指しており、	
16		本県においても環境教育分野での国際的取組を促進	
17		します。	
18		また、本県においては、県土の環境回復・創造には、	
19		世界の英知を結集して取組を進めていく必要がある	
20		ことから、国際原子力機関（IAEA）と協力して調	
21		査研究を進めており、このような取組やその成果を分	
22		かりやすく情報発信していきます。	
23		[推進施策]	
24		・県内の環境教育分野での国際的取組の促進のため	
25		の先進事例を周知、広報します。	
26		・県とIAEAとの協力プロジェクトなど、国際機関	
27		等と連携した取組の状況やその成果を、分かりやす	
28		く紹介していきます。	
29			など
30			
31	5 環境保全活動促進のための環境教育を進める基盤づ		
32	くり		「3 環境教育等を推進するための施策」に統合したため

1	<b>(1) 人材の育成・活用と研修の充実</b>		全文を削除
2	環境教育が、息の長い、地に足のついた活動と		
3	して定着していくためには、環境問題解決につい		
4	ての十分な知識を持った人材が必要です。既に地		
5	域や事業所には環境教育を実践している優れた人		
6	材が存在しているため、そのような人材を把握し、		
7	積極的な活用を進めるとともに、うつくしまエコ		
8	リーダーやもりの案内人など、環境教育を担う人		
9	材の育成に努めます。		
10	環境教育を充実させる上で、このような優れた		
11	人材を積極的に活用することは効果的であり、特		
12	に、環境教育で重要となる体験活動や実践活動に		
13	おいて、専門家や地域で環境に関する活動を実践		
14	しているリーダーの参加を得ることは有効です。		
15	こうした人材が、学校や地域において積極的に活		
16	用されるよう、必要な情報の提供を行うなどの支		
17	援を進めます。		
18	また、効果的な環境教育のためには、具体的な		
19	企画を担う人、参加者の自発的行動を上手に引き		
20	出したり促進したりする役割を担う人、様々な人		
21	や組織の間の調整やネットワーク作りを担う人が		
22	必要であるため、こうした観点に留意して人材の		
23	育成・確保を進めます。		
24			
25	<b>(2) 各主体の参加によるネットワークの形成</b>		
26	環境保全に向けた取組の推進のためには、県民		
27	一人ひとりの意識の高揚はもとより、地域や学校、		
28	環境保全活動団体などによる活発な活動が必要で		
29	す。		
30	そのためには、各団体などが情報を交換し、協		
31	力して活動を展開することが効果的であるため、		

1 地域や学校、環境保全活動団体などの参加による  
2 ネットワークの形成を促進します。

3 ネットワークを用いた各団体からの情報発信・  
4 交換、人的交流等によって、それぞれの団体の活  
5 動の活発化が期待されます。また、各団体が協力  
6 して活動を行うことにより、活動の輪が広がると  
7 ともにその効果が広範囲にわたることが期待され  
8 ます。

9 さらに、ネットワークには、地域や学校、環境  
10 保全活動団体のみならず、事業者の積極的な参加  
11 も望まれます。各団体と事業者の双方にとって、  
12 より効果的な取組のための資源をネットワークか  
13 ら得るとともに、双方が連携してともに取組を行  
14 う場として機能することが期待されます。

15 また、小規模な団体や事業者においては、活動  
16 の維持・向上について苦慮している場合があります  
17 ですが、ネットワークに参加している他団体からの  
18 助言や支援を受けることにより、活動が活発化す  
19 ることも期待されます。

21 **(3) プログラムの充実**

22 環境教育の実施にあたっては、発達段階や理解  
23 力、テーマに応じたプログラムの活用が効果的で  
24 あるため、様々な主体との連携のもとに地域の特  
25 性を活かした環境学習プログラムを開発するな  
26 ど、各種環境学習プログラムとそのための資材の  
27 提供に努めます。

28 また、学校と民間団体や環境学習関連施設との  
29 連携によるプログラムの作成が効果的であるた  
30 め、情報提供等を通じ、プログラムの作成を支  
31 援します。  
32

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

1 (4) 環境保全活動に関する情報の提供

2 環境保全活動や環境教育の取組を促進していく  
3 上では、環境に関するデータ、環境教育の指導者  
4 や地域のリーダー、学習の場、学習機会、学習プ  
5 ログラム、教材など、行政や環境学習施設等が発  
6 信する様々な環境に関する情報を、必要とする人  
7 が必要な時に、分かりやすい形で入手できるよう  
8 にすることが必要です。

9 そのため、様々な主体と連携して環境教育デー  
10 タベースを構築し、インターネットや各種メディ  
11 ア等を活用して、広く情報を提供します。

12 また、有害化学物質や地球温暖化、自然環境の  
13 実態など環境に関する調査や研究を進め、その結  
14 果についての情報を提供するとともに、環境保全  
15 活動団体や事業者の活動などの情報収集に努め、  
16 それらを発信します。

17 なお、インターネットによる情報提供において  
18 は、提供できる情報の多様性やその即時性から、  
19 生きた情報として、かつ、より良い情報源として  
20 常に発展していくよう取り組みます。

21  
22 (5) 総合的な環境拠点機能の整備

23 環境は、社会、経済、文化、歴史など様々な分  
24 野と関わっています。また、地域の自然環境や社  
25 会経済の変化に伴い、そこで発生する環境問題も  
26 種類や程度が様々です。

27 現在、公民館、博物館、青少年教育施設などに  
28 加え、民間の環境学習施設、自然体験施設におい  
29 て、環境保全活動や環境教育に関する事業が行わ  
30 れています。また、事業者においては、見学を受  
31 け入れている工場等があるほか、各主体において、



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9

環境保全活動や環境教育\_\_に関する各種施策について、毎年  
の取組状況を公表するとともに、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_施策の推進状況を点検し、  
必要に応じ見直しを行います。

\_\_\_\_\_環境教育等に関する各種施策について、毎年  
の取組状況を公表するとともに、福島県環境  
審議会に対し報告を行い、  
必要に応じ見直しを行います。